

特定非営利活動法人 日本腎・血液浄化 AI 学会定款

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 この法人は、特定非営利活動法人日本腎・血液浄化 AI 学会という。

2. 英文では、Japanese Society for Artificial Intelligence in Nephrology and Blood Purification (JAINBP) と表示する。

(事務所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を徳島県徳島市北佐古一番町 6 番 1 号
社会医療法人川島会 川島病院内に置く。

第 2 章 目的および事業

(目的)

第 3 条 この法人は、腎臓病・血液浄化療法における対象疾患、治療に対する AI の活用に関して、発表、知識の交換、情報の提供を行うことにより、研究の進歩、知識の普及を図り、医療の向上に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (3) 科学技術の振興を図る活動
- (4) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第 5 条 この法人は、第 3 条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) 研究集会、学術講演会等の開催
- (2) 調査及び研究

- (3) 学術雑誌等刊行物の発行
- (4) 研究業績の表彰及び研究の助成
- (5) 国内外の関係団体との連携及び協力
- (6) その他目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の4種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人
- (2) 施設会員 この法人の目的に賛同して入会した医療施設又は診療科等
- (3) 名誉会員 総会が承認した個人
- (4) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、会計面を支援する団体又は個人

2. 施設会員の代表者は正会員とみなす。

(名誉会員)

第7条 名誉会員は、役員を2期以上務めた65歳以上の者から、理事会が推挙し総会で選任する。

(入会)

第8条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2. 会員として入会しようとする者は、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3. 理事長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第9条 会員は、総会において別に定めた会費を納入しなければならない。

2. 名誉会員は会費を納めることを要しない。

(会員の資格の喪失)

第10条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき。
- (2) 継続して、2年間以上会費を滞納したとき。
- (3) 死亡または失踪宣告を受けもしくは会員である団体が消滅したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第11条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第12条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 法令又はこの法人の定款及び規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又はこの法人の目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(拠出金の不返還)

第13条 既に納入した会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

第4章 役員等及び事務局

(種別及び定数)

第14条 この法人に、次の役員をおく。

- (1) 理事 3人以上20人以内
- (2) 監事 2人

2. 理事のうち理事長を1名、副理事長を2名以内とする。

(選任等)

第15条 役員は、正会員の中から総会において選任する。

2. 理事長は、理事の互選とする。

3. 副理事長は、理事長が指名する。

4. 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を越えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の数分の1を超えて含まれることにならない。

5. 法第20条各号のいずれかに該当する者は、役員になることができない。

6. 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第16条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2. 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3. 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

4. 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5. 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 監事は理事会に出席しなければならない。ただし議決には加わらない。

(2) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(3) この法人の財産の状況を監査すること。

(4) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(5) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

(6) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第17条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2. 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
3. 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残任期間とする。
4. 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第18条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第19条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えられないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第20条 役員は、報酬を受けることができない。

2. 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
3. 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(顧問)

第21条 この法人に若干名の顧問を置くことができる。

2. 顧問は、理事長が推薦し、理事会および総会の承認を受ける。
3. 顧問は理事会に出席し、意見を述べることができる。

(評議員)

第22条 この法人に、重要事項等を審議するに当たり、より多くの会員の意見を反映するため、評議員を置く。

2. 評議員は別に定める規定により正会員の中から選出し、理事会の議決を経て理事長がこれを委嘱する。
3. 評議員の任期は2年とし、通常総会前日から次々期通常総会前日までとする。ただし、再任を妨げない。

(事務局)

第23条 この法人の事務を処理するために、事務局を設け、必要な職員を置くことができる。

2. 職員は理事会の議決を経て理事長が任命する。

第5章 総会

(種別)

第24条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第25条 総会は、正会員をもって構成する。

(機能)

第26条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第58条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 資産の管理方法
- (10) 名誉会員の選任

(11) その他運営に関する重要事項

(開催)

第27条 通常総会は、毎事業年度1回、事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。

2. 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第16条第5項第5号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第28条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2. 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3. 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも開催の日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第29条 総会の議長は、理事長とする。ただし、理事長に事故がある場合は、副理事長がこれに代わる。

(定足数)

第30条 総会は、正会員総数の10分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第31条 総会における議決事項は、第28条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2. 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会の決議の省略)

第32条 総会の決議の目的たる事項について理事または正会員から提案があった場合において、その事項につき議決権を行使することができるすべての正会員が、書面又は電磁的記録によってその提案に同意したときは、その提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

2 前項の場合には、総会の決議があったものとみなされた日から10年間、同項の書面又は電磁的記録を主たる事務所に備え置くものとする。

(表決権等)

第33条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2. やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面に署名・押印又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3. 前項の規定により表決した正会員は、第30条、第31条第2項、次条第1項第2号、第59条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4. 総会の議決において、この法人と正会員との関係につき議決する場合、その正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第34条 総会の議事については、次の各号に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 開催の日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法にて表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2. 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第 35 条 理事会は理事をもって構成する。

(機能)

第 36 条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第 37 条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 16 条第 5 項第 6 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第 38 条 理事会は、理事長が招集する。

2. 理事長は、前条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に理事会を招集しなければならない。
3. 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも開催の日の 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 39 条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(定足数)

第 40 条 理事会は、理事総数の 3 分の 2 以上の出席がなければ開催することができない。

(議決)

第41条 理事会における議決事項は、第38条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2. 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
3. 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第42条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2. やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
3. 前項の規定により表決した理事は、前条第2項及び次条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
4. 理事会の議決において、この法人と特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第43条 理事会の議事については、次の各号に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 開催の日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
2. 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第7章 評議員会

(構成)

第44条 評議員会は評議員をもって構成する。

2. 顧問、名誉会員は評議員会に出席して意見を述べることができる。

(機能)

第45条 評議員会は、理事会の諮問に応じてこの法人の運営、業務に関する事項について審議、助言することが出来る。

(議長)

第46条 評議員会の議長は、理事長がこれにあたる。

(議事録)

第47条 評議員会の議事については、次の各号に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 開催の日時及び場所
- (2) 評議員総数、出席者数
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第8章 委員会

(委員会)

第48条 この法人にはその事業の円滑な実施をはかるため、委員会を設置することができる。

2. 委員会の詳細については、細則に定める。

第9章 資産及び会計

(資産の構成)

第49条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の管理)

第50条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第51条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行われなければならない。

(事業計画及び収支予算)

第52条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第53条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用とすることができる。

2. 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第54条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2. 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第55条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第56条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び活動計算書等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2. 決算上、剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとし、構成員に分配してはならない。

(事業年度)

第57条 この法人の事業年度は、毎年9月1日にはじまり、翌年の8月31日をもって終わる。

(臨機の措置)

第58条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第10章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第59条 この定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を受けなければならない。

(1) 目的

(2) 名称

(3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類

(4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）

(5) 社員の資格の得喪に関する事項

(6) 役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く）

(7) 会議に関する事項

(8) その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事業

(9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る）

(10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第60条 この法人は、次の各号に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 定款で定めた解散事由の発生
- (3) 目的とするこの法人の事業の成功の不能
- (4) 正会員の欠亡
- (5) 合併
- (6) 破産手続開始の決定
- (7) 所轄庁による設立の認証の取り消し

2. 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3. 第1項第3号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を受けなければならない。

(清算人の選任)

第61条 この法人が解散したときは、理事が清算人となる。

(残余財産の帰属)

第62条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会の決議によって選定した者に譲渡するものとする。

(合併)

第63条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を受けなければならない。

第11章 公告の方法

(公告の方法)

第 64 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲示して行う。ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告についてはこの法人のホームページに掲載して行う。

第 12 章 雑則

(細則)

第 65 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則 1. この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2. この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理 事 長 花房規男

副理事長 阿部雅紀、濱田浩幸

理 事 井上朋子、岩藤和弘、菊地 勘、長沼俊秀、小川智也、村上淳、正木崇生

監 事 水口 潤、友 雅司

3. この法人の設立当初の役員の任期は、第 17 条第 1 項の規定にかかわらず、この法人が成立した日から令和 4 年（西暦 2022 年）の通常総会終了日までとする。

4. この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第 52 条の規定にかかわらず設立総会の定めるところによるものとする。

5. この法人の設立当初の事業年度は、第 57 条の規定にかかわらず、成立の日から令和 3 年 8 月 31 日までとする。

6. この法人の設立当初の会費は、第 9 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員 年額 10,000 円

(2) 施設会員 年額 30,000 円

(3) 名誉会員 年額 0 円

(4) 賛助会員 300,000 円/1 口以上

特定非営利活動法人日本腎・血液浄化AI学会定款施行細則

第1章 総則（定款との関係）

第1条 特定非営利活動法人日本腎・血液浄化AI学会（以下、「本会」という）の定款に定められたことのほかは、この細則によって行う。

第2章 会員

第2条 会員の入会については、入会申込書の受理ならびに会費の納入が確認された時点で手続きが完了したものと見なされる。

第3条 正会員は、定款に定めるもののほか次の権利を有する。ただし、前年度の会費を納入しない者はこの限りではない。

- 1) 本会の主催する学術集会などに出席し、研究の成果を発表すること
- 2) 別に定める投稿規程により論文その他を「日本腎・血液浄化AI学会誌」（以下「会誌」という）に発表すること
- 3) 会誌の配布を無償で受けること
- 4) 倫理委員会のない施設において、本会の主催する学術集会などで発表する研究に対する倫理審査を無償で受けること

第4条 施設会員は、次の権利を有する。ただし、前年度の会費を納入しない者はこの限りではない。

- 1) 施設会員の施設に属する職員が、この法人の主催する学術集会に出席し、研究の成果を発表すること

2) 前号の職員が、別に定める投稿規程により会誌掲載論文の著者並びに共同著者となること

3) 倫理委員会のない施設において、本会の主催する学術集会などで発表する研究に対する倫理審査を無償で受けること

第5条 名誉会員は、第3条各号の権利および総会に出席し参考意見を述べる権利を有する。

第6条 賛助会員は、次の権利を有する。ただし、前年度の会費を納入しない者はこの限りではない。

1) 賛助会員の組織に属する職員が、この法人の主催する学術集会に出席し、研究の成果を発表すること

2) 前号の職員が、別に定める投稿規程により会誌掲載論文の著者並びに共同著者となること

3) 会誌の配布を無償で受けること

第7条 正会員が2年以上国外に留学する場合には、この間の会費納入を免除し、4年を限度として休会措置を受けすることができる。休会措置を希望する者は、休会届を理事長に提出し、理事会の承認を得るものとする。休会期間中、会員歴は継続するが、第3条各号の権利は有しない。

2. 本会は、国外在住の正会員に対し、年会費以外に会誌送料を請求することができる。

第3章 役員

第8条 理事長は、理事の互選により選出する。

(理事・監事の選任)

第9条 理事・監事は理事会の推薦により総会の決議によって選任する。

(評議員)

第 10 条 評議員は正会員の立候補あるいは理事・監事からの推薦により選出される。

第 11 条 評議員は以下の資格を満たすものとする。

- 1) 本会の正会員として 2 年以上在籍しているもの。
 - 2) 本会の評議員 1 名の推薦を受けたもの。
 - 3) 本会の学術大会に過去 5 年間に 2 回以上参加し、2 回以上の発表があるもの。
 - 4) 腎臓・血液浄化領域において、過去 5 年間に共著を含む原著論文が 2 編以上あるもの。
- 2 評議員の定員は 30 名以内とする。
- 3 任期中に一度も評議委員会に出席しなかった場合には、（ただし、留学中や疾患による欠席を除く）次回の評議員申請資格を喪失する。

第 4 章 委員会

第 12 条 事業の運営のため、次の委員会を置く。

- 1) 総務委員会
- 2) 学術委員会
- 3) 広報・編集委員会
- 4) 倫理委員会・COI 委員会

第 13 条 委員会の委員長は、理事の中から、理事会において選任する。

第 14 条 委員は正会員の中から委員長が推薦し、理事会の承認を得る。

2. 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。

第 5 章 学術集会

(学術集会の開催)

第 15 条 年次学術集会を毎年 1 回開催する。

(大会長の選任)

第 16 条 学術集会の大会長、次期大会長、次次期大会長および次次次期大会長は、正会員の中から理事会が選任し、総会の承認を得る。

2. 次次次期大会長への就任を希望する者は、前事業年度の 7 月 31 日までに理事長に届出るものとする。

(大会長の任期)

第 17 条 大会長の任期は、前年度の学術集会終了の翌日から当該年度の学術集会終了の日までとする。

2 大会長は再任することはできない。

(権能)

第 18 条 大会長は、学術集会を主宰する。

2 大会長は、理事でない場合であっても理事会に出席することができる。ただし、議決に加わることはできない。

第 19 条 学術集会の参加費は次に掲げる額とする。

(1) 正会員 7,000 円

(2) 名誉会員 0 円

(3) 顧問 0 円

(4) その他 10,000 円

第 6 章 補則

第 20 条 この細則を改正する場合には、理事会の議決ならびに総会の承認を得なければならない。

附則

1. この細則は、この法人の成立の日から施行する。
2. この法人の設立当初の評議員は、第 10 条、第 11 条の規定にかかわらず、別途定めるものとする。